

令和7年度

大津市立唐崎中学校いじめ防止基本方針



はじめに

2011 年（平成 23 年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、唐崎中学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、唐崎中学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目 次

1	いじめ問題に関する基本的な考え方 ・・・・・・・・・・	P.2
(1)	いじめの未然防止	
(2)	いじめの早期発見	
(3)	いじめへの対処	
2	「いじめ対策委員会」の設置 ・・・・・・・・・・	P.8
(1)	役割	
(2)	構成員	
(3)	関係する校内委員会等との連携	
(4)	いじめ事案対応フロー図	
3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 ・・・・・・・・	P.10
(1)	基本方針、年間計画の見直し	
(2)	基本方針、年間計画の公開・説明	
4	いじめ防止等に向けた年間計画 ・・・・・・・・・・	P.10
5	その他(資料等) ・・・・・・・・・・	P.12

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての生徒が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、生徒自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、生徒一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な生徒の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	具体的取組	取組目標
34	【重点事業】 いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	いじめ防止啓発月間（6月、10月）を中心に、生徒会主体のいじめ対策に関する取組を実施する。子どもが主体となって、いじめ防止に向けた取組を考え、実行することを通じ、子どものいじめ問題に関する意識を高め、いじめの未然防止につなげる。

35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	いじめ防止に関する標語、スローガン、ポスターの作成など、子ども自身がいじめ防止に向けた取組目標を考え、設定できるように支援する。
----	----------------------------	--

② 子どもに対する教育・啓発

No.	具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	授業に限らず様々な学校行事や学校生活の全体を通して、いじめはどのような理由があっても許されないことを理解できるような教育を実施する。また、弁護士等の専門家を講師に招聘し、いじめ問題にかかる授業を実施する。
37	【重点事業】 インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	インターネット上の嫌がらせもいじめであり決して許されないことを理解し、上手にインターネットを利用するため、専門家や通信事業者等を講師に招いて情報モラル教育を実施する。
38	相談することの大切さに関する啓発	子どもたちに対し、悩んだときに、人に話す・聴いてもらうことの重要性を伝え、学校の教職員や保護者、地域の方など身近な大人や相談窓口等、自分が一番相談しやすい方法での相談を促す。
39	子どもの心を豊かにする道德教育の推進	特別の教科である「道德」を要として、教育活動全体を通して子どもたちがいじめをしない態度や能力を育成する。また、学校と家庭、地域社会が一体となり道德教育を進めるために、積極的に道德の時間の授業参観を実施する。
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	11月に人権の大切さについて集中的に啓発する校内人権週間を設定し、全校で人権に関する作文や標語、ポスターなどを制作し、校内での掲示や放送を通じて発表を行う。
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	日々の授業や教育活動全体で学び合いを取り入れ、協働的な学びを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。また、一人一人の子どもの存在や意見が尊重される学級・集団づくりを進め、子どもの自己肯定感・自己有用感を育む。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	生徒会活動や学校行事、委員会活動等を通じた学年を超えて異年齢の仲間との交流を通じ、子どものリーダーシップや自己有用感の獲得を目指すとともに、お互いを思いやる心を育てる。

③ 教員に対する研修・支援、家庭地域への広報・啓発

No.	具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	いじめ防止等のための対策に関する基本方針（学校いじめ防止基本方針）を策定し、ホームページで公表するとともに、学校運営協議会や保護者、地域の会議に周知する機会

		を設ける。
44	【重点事業】 保護者・地域に向けた 子ども支援コーディネーター等学校への相談 の呼びかけ	保護者や地域の方がいじめやその他の子どもの課題を発見した際に、学校に情報提供していただけるように、子ども支援コーディネーター等の学校の相談先を、学校運営協議会や保護者、地域の会議に周知する。
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	いじめ防止基本方針を全教職員で確認し、共通理解を進める研修会を実施する。また、校内校外に関わらず、重大な結果を招く恐れのある事例や、いじめ・人権に関する研修を受けた内容をしっかりと職員同士で情報交換していく。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	子ども支援コーディネーターを中心に組織的に情報共有・対応を行うという運用を徹底する。また、校長・教頭、子ども支援コーディネーター等が、実際にいじめ事案等の子ども支援の実務に当たる教員に対して、適切に指導・助言を行う体制を構築することで、組織として適切な対応ができる体制を整備する。

④ その他

学校独自の取組	生徒が人とのつながりを感じられる機会を増やすため、地域との連携をとって、地域が放課後に生徒に学習支援を行う「寺子屋プロジェクト」を進めていく。
	地域学校協働活動推進員の昼休みの見守り、手紙のやり取りによる相談活動を実施する。

＊学校いじめ防止基本方針は、「大津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取り組みのうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。N0. 1～33の取り組みは、市・市教育委員会が実施する施策です。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が生徒の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行い

ます。

また、生徒または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、生徒または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	具体的取組	取組目標
47	【重点事業】 いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	いじめに対する子どもの悩みを早期に発見することを目的に、学期に1回、いじめに特化したアンケート調査を行う。アンケート調査結果は担任だけでなく必ず複数の教員で確認し、少しでも気になる点があった場合は、子どもへの聴き取りなどを通じて、子どもの悩みの把握と、適切な支援につなげる。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	6月と11月に教育相談月間を設定し、全生徒を対象として行う。悩みや不安などを抱えた生徒の課題解決が図れるよう支援する機会とする。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	登下校時の校門や、昼休み、放課後の時間帯で、管理職や生徒指導主事、各学年の教員と連携して見守りと、場合に応じて声掛けを実施する。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	年度初めの希望制懇談会や学期末等に行う個別懇談会の他、生徒と担任との連絡ノートを活用し、保護者との連絡交換の機会を設定し、生徒の家庭での状況や様子の把握について積極的に進めていく。

② いじめに関する情報共有

No.	具体的取組	取組目標
51	【重点事業】 子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	いじめの疑いの段階で情報を子ども支援コーディネーター等に集約することで、各教員がいじめに関する情報を抱え込んでしまうことを防ぎ、早期に組織的かつ適切な支援につなげる。
52	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委	学校で把握したいじめの疑い事案（いじめかどうか確認できていない事案を含む）については、学校で「いじめ対策

	員会への速報	委員会」を開催し、組織的に情報共有・対応方針の検討を行った上で、翌課業日中に教育委員会に事案概要を報告する。
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	保幼小中連携を深める合同研修会などを開き、異校種間でのいじめに対する認識を確認する。また、次年度入学する生徒に関する情報交換会等を行い、いじめをなくすために有効な手立てがないか、教職員全体で考える機会を設ける。

③ その他

学校独自の取組	子どもの悩みを早期に発見することを目的に、月に1回、「お悩み相談アンケート」を行う。アンケート調査結果は担任だけでなく必ず複数の教員で確認し、少しでも気になる点があった場合は、子どもへの聴き取りなどを通じて、子どもの悩みの把握と、適切な支援につなげる。
---------	--

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた生徒を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、生徒や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている生徒や相談のあった生徒の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、

情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめ事案への組織的かつ適切な対応

No.	具体的取組	取組目標
54	【重点事業】 「いじめ対策委員会」 の開催を通じた組織的 な対応	いじめの疑いを把握した場合は、必ず子ども支援コーディネーターや管理職に報告し、組織的に対応するための「いじめ対策委員会」を臨時で開催する。「いじめ対策委員会」では、組織的に情報共有を行い、指導の方針、支援内容、役割分担等の対応方針を決定する。
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	事案の解決に向けては、被害者の気持ちに寄り添って対応することを最も重視し、その後の見守りなどを通じて、被害者の心の不安が取り除かれることをしっかりと確認する。
56	インターネット上のいじめへの対応	ネット上でのいじめを確認した場合、被害・加害の保護者と連携するとともに、関係機関と相談・連携しながら、課題の解決に向けた対応を進める。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	重大ないじめ事案が発生した時、生徒にアンケート調査を実施し、個別面談を実施する等、いじめ事案の事実確認を含め、実態の把握に努める。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	学校が必要な情報を適切に提供し、説明責任を果たせるようにするため、いじめ事案に関する情報が記載された文書については、公文書として適切な管理及び保存（5年保存）を徹底する。
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	いじめ事案について子どもへの支援・指導を行った場合は、たとえ大人目からは些細に見える事案であっても、速やかに保護者に連絡し、事実確認できたことや指導方針、今後の支援等について情報共有し、家庭と学校が連携して子どもへの支援・指導を行う。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

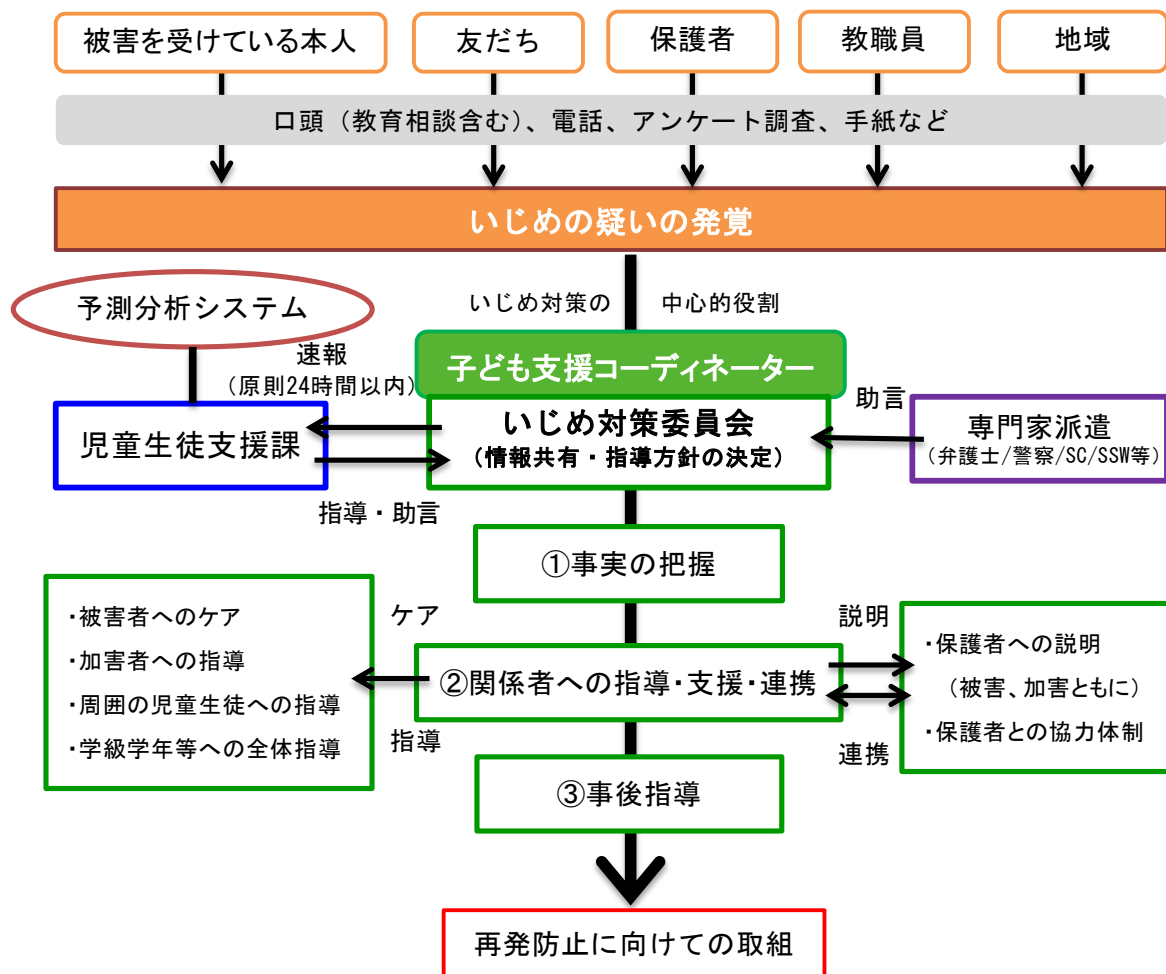
いじめ対策委員会の構成員は、管理職、規模に応じた生徒指導加配、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事（主任）、該当学年の所属教員とします。なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員や、スクールカウンセラーなどを追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官 O B）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	職員会議〈生徒理解〉①②③ 職員研修〈いじめに対する本校の取り組み〉①②③ 希望制懇談会①② 学校公開日④	
5	職員会議〈生徒理解〉①②③ 学校運営協議会④	
6	職員会議〈生徒理解〉①②③ いじめ防止啓発月間①④ いじめに関する道徳授業① 教育相談②③ SCによる健康チェックの実施と分析①② いじめに特化したアンケート②③	・生徒会を中心にした取組の実施 ・分析後、気になる生徒への面談を実施
7	職員会議〈生徒理解〉①②③ 学校運営協議会④ 学期末懇談会④	・1学期の総括と今後の方向性について
8	職員会議〈生徒理解〉①②③ いじめ問題に関する校内研修会①②③④	
9	学校公開日（④）	
10	職員会議〈生徒理解〉①②③ SCによる生活調査の実施と分析①② いじめ防止啓発月間①④ 教育相談②③ いじめに特化したアンケート②③	

1 1	職員会議〈生徒理解〉①②③ 学校運営協議会④ 学校評価委員会④	
1 2	職員会議〈生徒理解〉①②③ 学期末懇談会④ 情報モラル学習①	・ 2 学期の総括と今後の方向性について
1	職員会議〈生徒理解〉①②③	
2	職員会議〈生徒理解〉①②③ 教育相談②③ いじめに特化したアンケート②③ 学校運営協議会④ 学校評価委員会④	
3	職員会議〈生徒理解〉①②③	・ 年間のまとめと次年度の方向性について
年間	お悩み相談アンケート〈月に 2 回程度実施②③〉 いじめ対策委員会①②③ 朝のあいさつ運動①② 生徒会主体のいじめ撲滅活動（①）	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

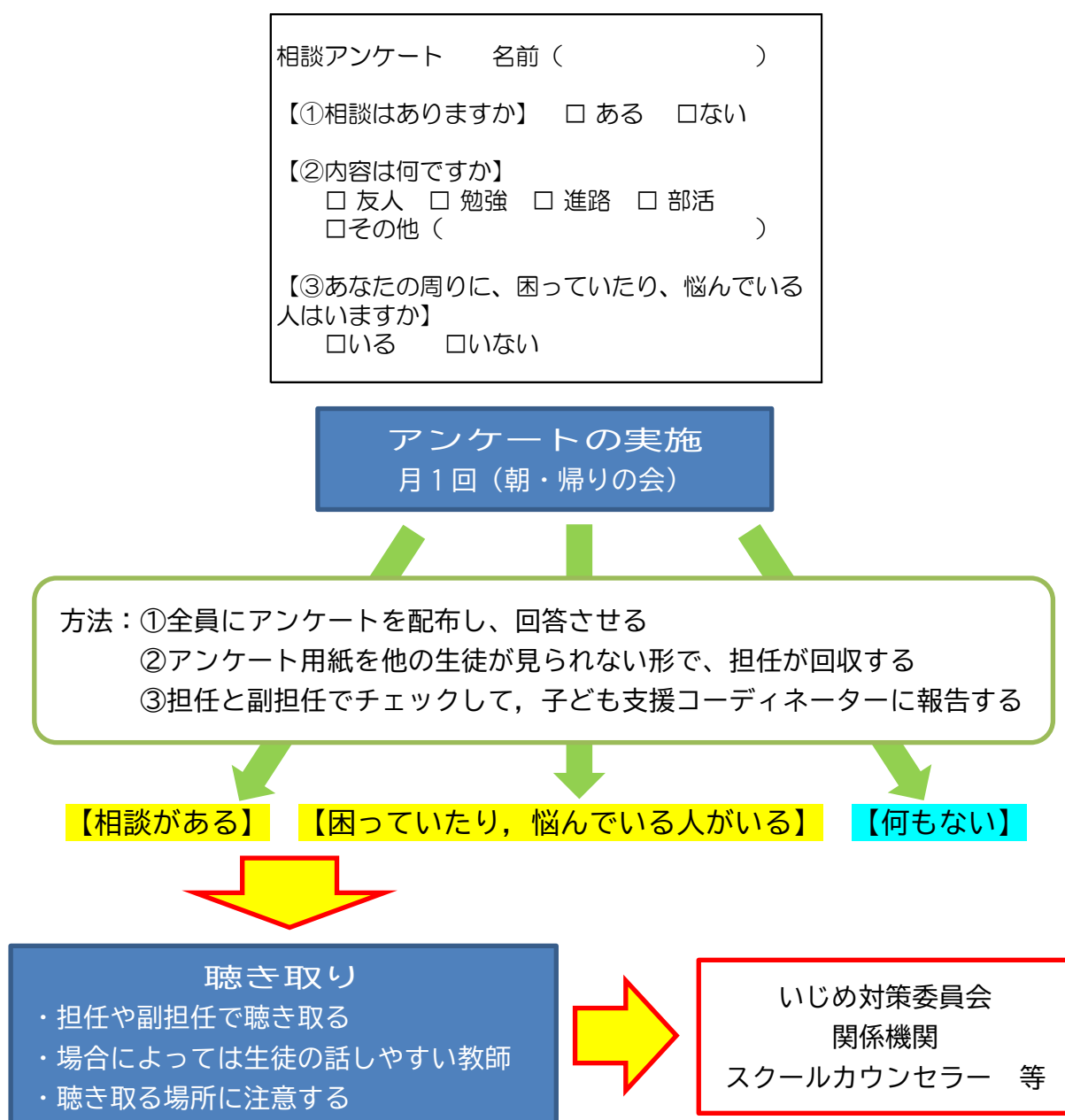
いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

5 その他（資料等）

【資料１】お悩み相談アンケートについて

- <目的> ①生徒の悩みや相談を受ける機会とし、相談機能の充実をはかる。
②悩みや課題を抱える生徒や保護者の相談窓口となり、支援体制の確立につとめる。
③他者からの情報も共有することで、悩みを持つ生徒の支援に当たる。



【資料2】いじめに特化したアンケート（例）

いじめ相談アンケート

（ ）年（ ）組（ ）番 名前（ ）

【 質問項目 】

- 1 誰かに相談したいことはありますか。 相談がある ・ 相談はない
- 2 1で「ある」と答えた人は、どんな内容ですか。(友人、勉強など) (.....)
- 3 周りの人に優しく接することができていますか。 できている ・ できていない
- 4 クラスのために、自分にできることをしていますか。 している ・ していない
- 5 3学期に入ってから、あなたは、学級や学年、学校の仲間との関わりの中で、先生に相談できていない、
下のようなことがありますか。ある場合には○、ない場合には×をそれぞれ記入してください。

できごとの内容	○・×
【ア】悪口やおどし、嫌なことを言われて、精神的な苦痛を感じた。	
【イ】仲間外れ、集団による無視をされて、精神的な苦痛を感じた。	
【ウ】ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりして、身体的な苦痛を感じた。	
【エ】お金や物を無理矢理とられた。	
【オ】お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした。	
【カ】嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりして、苦痛を感じた。	
【キ】インターネット上で、嫌なことを書かれたりした。	
【ク】その他 * 【ア】～【キ】のいずれにも当てはまらないことで、嫌な思いや痛い思いをさせられたことがあれば○を、無ければ×を記入してください。	

6 〔5の【ア】～【ク】で○をつけた人だけ回答してください。〕

現在はどうなっていますか。下のいずれか当てはまる方に○を記入してください。

- 困ったできごとがまだ続いているものがあり、嫌な思いが続いている……………〔 〕*
- 困ったできごとは続いておらず、今はもう嫌な思いをしていない……………〔 〕

7 〔全員が回答してください。〕

あなたのまわりに、5のようなことで困っていたり悩んでいたたりする仲間はいいますか。
いる〔 〕 いない〔 〕

相談したい内容や、話を聞いてほしい先生がいれば書いてください。